



女性活躍推進法に関する行動計画

計画期間：平成28年4月1日～平成31年3月31日

女性社員を増やし、女性が今以上に活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定しています

目標1	構内職、検修職として働く女性社員を6名以上とする
平成28年4月～	● 構内職、検修職として配置可能な事業所の絞り込みを行う
平成28年7月～	● 構内職、検修職への女性応募者を増やすため、 学校訪問及び募集案内時において女性応募の働きかけを行う
平成29年4月～	● 女子学生を対象とした事業所見学会の開催を検討する ● 構内職、検修職へ女性を配置するために必要なハード面の整備計画を作成する
目標2	女性管理者を増やすことを視野に、そのために必要な休養室や更衣室等のハード面の整備を進めるとともに、女性の育成計画を作成する
平成28年4月～	● 女性管理者の配置可能な職種、事業所及び勤務形態の絞り込みを行う
平成29年4月～	● 新たに女性管理者を配置するために必要なハード面の整備計画を作成する ● 本社と事業所が一体となり、女性のキャリアアッププランを作成する
平成30年4月～	● 女性のキャリアアッププランを基に、 管理者を目指す女性社員個々の育成計画を作成する

